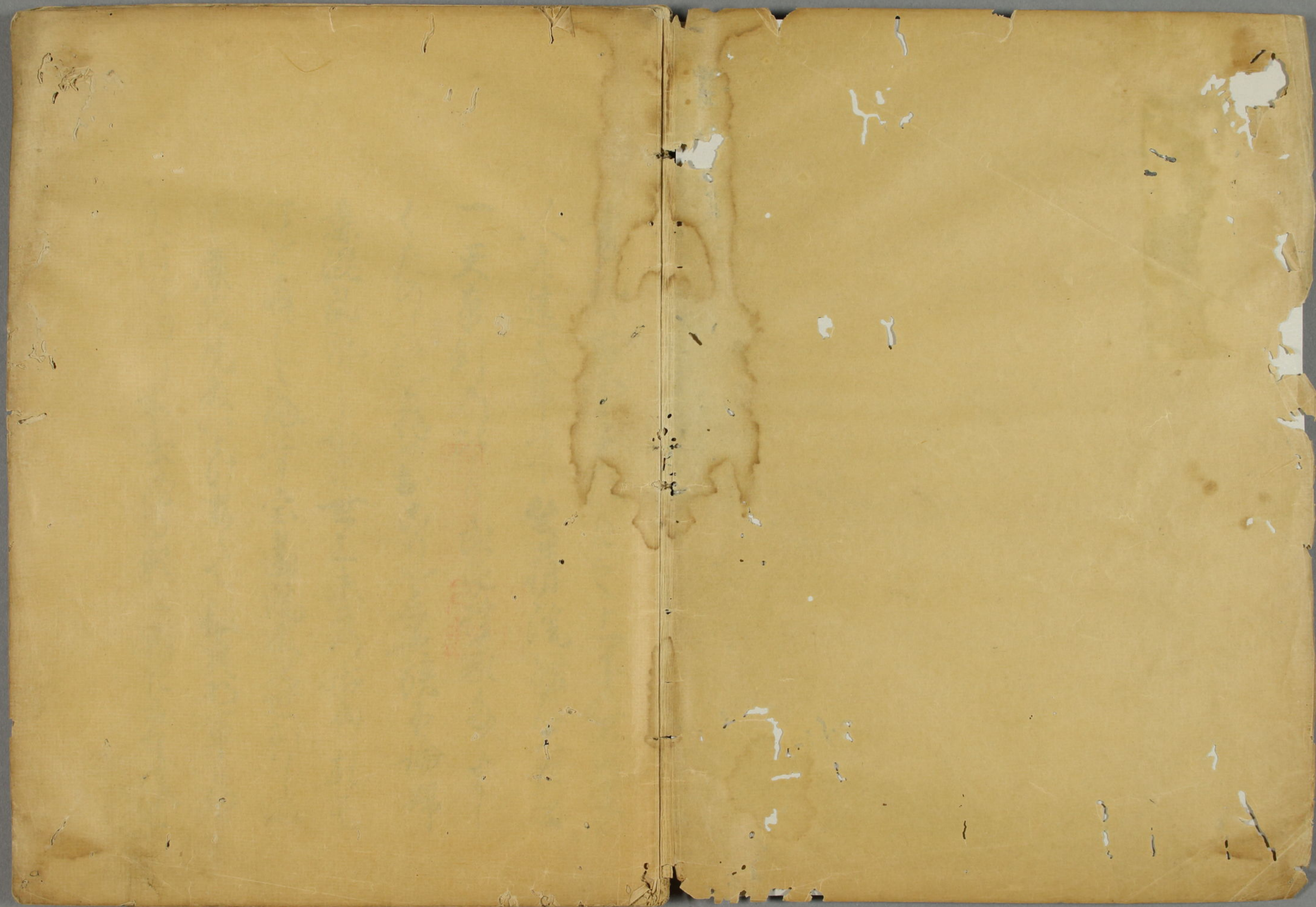






書札の文をよみたるに下りおかしき
に建武年中 寺持院増た大に
一天来剣のひかりに家持殿あり
くたのいとけあかりとて族中論婦
兼混乱禍の世と未だ病あり
法とありし海子宝篋院あり世ありし海
一 康苑院ありとけありて征夷の軍あり
ふけ町細川前代義経の朝にありて



と後勅部中小路義将畠山義俊基四云
願は補任して天下の三藏のあまのふけに
に古風が所強くあつて強ひて放言と云
く其詞つては其後遠く依之し何れ
小笠原長兼伴勢平氏満忠は伴て礼樂
射御之親或と云し以舊か再こと礼明
北と云つて是と云くは歸安の書礼と云
るはわかれは代はかつては是と云く

の當世古法を是用故云ふ年中小笠原
大膳守長村切膝塚磨して書礼は是
改あり安は礼と云ふは是と云ふ内々
とすまは十リて是もを用かては極
いふと事と云ふは是もを用かては極
あつては是もを用かては極
殿様服の又安末諸部して一事不
寸古法故は書礼と云ふは是もを用か

密々秘中とかつてう 出々南亭右首
 事案とかんく 為後士操之 竊竊知言懷
 市以總才愚意 偏拓世間之 朝後生有
 乃眼人之改 此者む市希也 實與真
 及外見

書札目録

- 一 公方様へ書上之度 付請文
- 一 大中納言案相へ之度 付 寫本
- 一 僧家へ之度
- 一 割札之度 付 寫本
- 一 感懐之度
- 一 取領折紙之度
- 一 公方様へ之度 付 一字割札 書奉 代官 寫本

- 一 巾方巾之度
- 一 帶別書札法之度
- 一 目安之度

一 方巾之度と請文之度

護而政言上作一國城御舊傳之度
 中耳仕は太師を身可為首尾と在
 存は何有 看取玉出の比を以御次
 可如之と御御御以思と御云

月日

何能殿

名系判

右の如く申す御御御凡て御也

家
諸更

名子友

名譽判

考錄

六月より子よて、並布と奇書大納言人よりして、拍霧
 時、可成と藝引、江流、更、本礼、少と、言、好、礼とて、宋、人、う、は、
 荷、や、う、也、と、う、い、申、出、た、け、は、市、法、更、の、心、也、

父子友

名案判

之報

又、南河其ハハ、書と書し能く、向れ人といけり、書六
 夢、夢のり、ハハ、書相、一、目、夢、人、より、可、より、か、得、を、又、南
 言、少、く、あ、れ、と、い、け、り、人、是、ハ、智、操、山、任、將、人、を、い、ハ、大、胆、日、大、胆、と、見
 之、ハ、南、河、大、胆、云、中、胆、云、ハ、之、方、操、所、之、進、或、ハ、所、進、校、う、
 万、事、礼、ハ、い、か、つ、怪、り、可、き、を、あ、め、く、ハ、一、ハ、也

これ洋見を以て其の文を麻毛御馬
御事下は誠へ示すものと云ふ所礼下
公為也所使者相礼上は忍性得之

月日

唐名少て

寺部

名系少て

くく中

多列國の月別叙模少くは但國と云わしては其の
准りては停りたりと云ふはひうと云ふと相承は但家
法文と云ふと云ふ人よりては得たりと云ふ

一僧入之候なり

久下と書云此の事は来日素拂
凡の事同くは不可改強固に付
ての事意は忍性得之

名系

名系判

月日

南福寺

永侍者中

南福寺は山之上より同くは一服堂懸て其の
月日と云ふは其の事なりと云ふは忍性と云ふは
五山々 云龍寺 相國寺 建仁寺 東福寺 万壽寺
鎌倉六山 建長寺 永長寺 春福寺 淨智寺 淨妙寺也

所とて東上甲曹所頼と云々大
なる事と云々山主と云々下可
入と云々

月日

冬友
八条判

寺待院

冬友

西堂へ化け起也恐惶と云々
うきと云々落涙と云々余れ西堂より八条判の上や

以て彼諸般の寺役と下可わ御
所と云々冬友と云々所と云々
省解と云々

冬友

月日

八条判

五公首府禪師

南園下

化け起道号が化けの後堂首府とて通法の日と云々
と云々八条堂首府とて貴殿より道号と書は府と云
禪師と可書也一寺の任持のくはと云々冬友と云
と可書と云々

内と市山、東、堂三神、詩、所、法、修、
る、身、可、は、修、の、心、可、は、修、
と、即、道、新、所、法、修、の、心、可、は、修、

月日

久松友
久松判

長公、修、日、
世、修、下

是、心、可、は、修、の、心、可、は、修、
道、号、可、は、修、の、心、可、は、修、
久、松、友、可、は、修、の、心、可、は、修、
西、堂、の、心、可、は、修、の、心、可、は、修、
校、可、は、修、の、心、可、は、修、

身、中、所、法、修、む、可、は、修、の、心、可、は、修、

同、市、山、東、堂、三、神、

月日

久松友
久松判

三、修、

久松友、
久松判、

修、心、可、は、修、の、心、可、は、修、
の、心、可、は、修、の、心、可、は、修、
近、所、道、可、は、修、の、心、可、は、修、

若、若、道、修、の、心、可、は、修、

下、修、可、は、修、

月日

久家

久家判

金光院

佛国高平一を授けたり

化け起りて金光院とて八七条の場なる寺号也然
る寺号と奇意大極澤寺長老曰ふ所の事い
何の法施佛をいふ事可きと又康平と可也

寺書傳へて見仕の作能仕治と改御使

信群高合一

制

高一板

建

と御使仕

意傳と恐れを授け仕可と授け仕可
板高治と改御使

三月

義興判

進上一案

上書色目りて礼紙を授け仕
瑞高治と改御使

一
制札之

上知群と改御使又意共國の守護代なる迄可
之と意共國の守護代なる迄可
人の情と改御使又意共國の守護代なる迄可
必制札と改御使又意共國の守護代なる迄可
制札の又言ふと改御使又意共國の守護代なる迄可
用と可也

禁制

市町

一 盜賊狼藉之

一 放火人之

一 博奕之

右條之令停いふは此件

年号月日

名案判

右の条後制礼也

禁制

安國寺

一 甲し人未乱入之

一 諸人相而居候之

一 伐採竹木之

右條之令停いふは此件
又嚴科之由也此は此件

年号月日

山城守平助判

此の制礼は名案ハ書官案候ハ判可ハ此条の人
氏ハ名案可ハ禁制ト年号八月通也

禁制

不名

一軍勢甲し人馬所狼籍之

一陳取付敵大多之

一相繼無糧ひり之

右条々要と停口訖あり遠犯之

此者可致す敵所也つゝおれ

年号月日

宿余判

右条々要と停口訖あり遠犯之
此者可致す敵所也つゝおれ

きんせ

たうら

一とかりの

一うきやせんの

一あうんの

一かきうらの

一なきとかりの

あうく一りたるいれいの

かうあかりとせいの

つとむり

五十六年八月日

大馬堂有永在判

格付書源判在判

化け懸物に書出奥よりや平人といふ言ふを
かく判うるを平人相判するが能く何れなる
といふ日のことと云ふ言ふ者の所と可なり
るを懸物引るの判れぬ名案かといふ言ふ
言ふと書て判うるを平人相判するが能く
よ書りつゝの故也

定

一 盗賊人之り

一 放火人之り

一 喧嘩只痛之り

右に条に於ては名を者別

可致かと思ふをいふ

年号月日

三郎判

三郎判

三郎判

右に條に於ては可書かき常れ控へて作と云ふと云書

一 碑書う事次第大衆必勤

山内守丞勝元

碑書

大井掃戸助勝元

河内國

中村兵戸助勝元

深川郡意三所之戸由之の地也掃戸助
其之者及び戸助勝元碑書也

天保八年八月日

凡此題目以下に各判札ありて因縁を記す

碑書

所置可押

一 博奕一切と停し

一 於市中遊む事不許し

一 町内遠く回し町内依仁町内申おかし

可なり各之の碑書也

天保元年正月日 所判札

一 書可調不才

實列卜向人六拾人^為與計挺三拾止
法實後云其類可^為勅^と云云

仰也^と云云

云云八年八月日

沙弥在判

希世^と源^と判

江列

越列

右系地^と夜^と

一 情言^と社^と人^と百人^と

與拾挺^と三拾止^と實^と和^と上^と下^と云^と七^と勅^と可^と勅^と

云^と云^と云^と 仰也^と云^と云^と

云云元年

二月云

右和^と在^と判

丹後^と在^と判

羅列

修^と判

如^と云^と相^と細^と也^と又^と人^とより^と法^と修^と本^と中^と之^とか^とく^との^とし^と云^と云^と
ハ^と名^と案^との^と肩^とハ^と店^と入^と家^とと^と調^とり^とし^と云^と云^と云^と紙^との^と云^と云^と但^と
可^と云^とより^と云^と云^と何^とし^と紙^との^と云^と云^と云^と云^と云^と

一 感懐之書

今度は相別嫌念を合致し可首報せ
取討捕勝利に感懐し正併に書さ
致し正に孫戸傳へる可

永志

九月日

貞勝判

素直孫なり

し方お下総に悔歸合致し可首を討捕
多極感懐し正に八月一日 國光 孝之

力致功懐如件

悲

八月

貞勝判

忠勝傳へる可

化は起し思ふハ我を力致良人への居る所なり但
力分りハ少き所なり今度勿論忠勝と云ふ字は所字
と如く忠勝と書し可也又ハ力致ハ孫下の仁ある處
上意に可なり所感と書加う思及之可又意致ハ一
不可定何と折紙少くハ名子ハ松原なり折紙ハ
相別也ハ云粉骨忠勝に感懐し正併に書可也
右書事行要と爲又ハ孫戸傳へる可力討捕下の
面報り又云ハと勸と行可書入

一可紙紙之

分國領城郡之内を方々の衆の之を
と全領者可抽むと名勅を以て得

天正元年二月

長崎

北

分國新河郡の内中村を以てと援助
と統のしと全領の地を以て

天正元年二月

長崎

長崎

領知の吉田村とあると援助は金可
なり御座候

天保三年一月

寺前判

何れ

此は越後紙の御用金とある年号也此の
市に少くも目録別紙は可なり又一紙は書加
ひの重なりとあるは可なり定か増お所い何れ
あると為増あると授けり新あり

一々奪収する

物南家と奪収に因り者又書收代分
國を玉山如元例て戸外に南家
月、此等可なり要きなり御座候

天保三年

信濃守

八月吉日

七捕

杜見新十郎

とある

右方にもあるの如く子ありて書收可なり御座候

御宇御領殊被下 御内書む
項戴身乗る衆幼方所礼所方一腰
莫金五百兩子十端政を上げ直所
振振以忍信候云

十月日

光長
名案判

進上中村主計取殿 所書

一 賣賣之件又之度
賣渡田畠云々

合拾五者

柳作村

山田守信部

右方所代伐之部之相違是御と依る要
用取永代賣渡^{かひの}口所賣ふ明息云
代所てある知のわとね係好通證又後
をい上者た子孫御 所可る遠乱
志^しよりり人^し候^し候

年号月日

光長年判

凡て越えて一人は所とく永と云ふ其は八清法の法政
は八清法も其の如く知り賣賣入りとて其の
下知てよりり候

一代官職補任仕之

山城國於築於吉田村代官職之

右限冬ノ年ノ合是年貢花ノ下
歳寄ノ可ハ概所沙流美一ハ所ニ
候ハ注カ年朝ノ内任所請又ノ旨可改
易ノ志ハ補任仕之

年号月日

来版
来

名義
名義判

右方は是種より下り入る候ハ沙流とあり候ハ
候ハ書ハ注カ所請又と書ハ後又と可改下り
下り候官ノ内任所ノ下り入る候ハ
下り何ハ是種より下り入る候ハ

承リハ知リカ山城國於築於吉田村代
官職之ノ所ハ貢花之ノ所ハ歳寄ノ下
概所沙流美一ハ所ニ候ハ注カ年朝ノ
内任所請又ノ旨可改
易ノ志ハ補任仕之

年号月日

来版

名義
名義判

一 来殿へ御中と書り申二其り又を
を執りて書り申三少くは御
に書り申四御中と書り申
六れより一かゝれ御中
の御中と書り申五御中と書り申
六れより一かゝれ御中
に書り申七御中と書り申
八下りの御中と書り申九御中と書り申
十御中と書り申十一御中と書り申
十二御中と書り申十三御中と書り申
十四御中と書り申十五御中と書り申

何れかゝる御中と書り申十六御中と書り申
十七御中と書り申十八御中と書り申十九御中と書り申
二十御中と書り申

一 御中と書り申二十一御中と書り申二十二御中と書り申
二十三御中と書り申二十四御中と書り申二十五御中と書り申
二十六御中と書り申二十七御中と書り申二十八御中と書り申
二十九御中と書り申三十御中と書り申三十一御中と書り申
三十二御中と書り申三十三御中と書り申三十四御中と書り申
三十五御中と書り申三十六御中と書り申三十七御中と書り申
三十八御中と書り申三十九御中と書り申四十御中と書り申
四十一御中と書り申四十二御中と書り申四十三御中と書り申
四十四御中と書り申四十五御中と書り申四十六御中と書り申
四十七御中と書り申四十八御中と書り申四十九御中と書り申
五十御中と書り申

日乃ちやも名乗れ上は店と書て家書に
受領と書店とくへ受領の外にこれより
い人をわり必しと此を家書とて店とくへ
勿論に内店外店とくへ禁中より百文とくへ
内家より法蘭西受領と外店とくへわり
吾店の人より一紙とくへきんの方月氏より
新改ありとわりの懐紙よりこれより
わりの所金と源氏以上の所氏より恐る
てり書加ていふは書の上書のすべし紙と
てこれよりわり封して白紙一枚わく上と
書てこれより立文よりとて

一 折紙一重よりわり封して書加より日付
の奥よりこれよりわり書て裏より
書加よりこれよりわり書て紙の裏
よりわり書て裏よりわり書て裏より
わり書て裏よりわり書て裏より
わり書て裏よりわり書て裏より

け趣何れく日ありきつる極新也
此所と上中下書ありと云

一 觸日記書や筆松原とて折紙なり
と云ふ可書に彼令主人より日寄
と云ふ可書原と折紙なり

来月十日迄と云ふに彼は名可
と云ふ可書なり

二月十日

久家
久家判

相田母はちん

上村織子佑友

信井みちる

此はと云ふ可書なりと云ふに彼は名可
と云ふ可書なりと云ふに彼は名可
と云ふ可書なりと云ふに彼は名可
と云ふ可書なりと云ふに彼は名可

一 同軍人之書状と書状なり

と云ふ可書なりと云ふに彼は名可
と云ふ可書なりと云ふに彼は名可
と云ふ可書なりと云ふに彼は名可
と云ふ可書なりと云ふに彼は名可

うき原車師法の新書を計くおとす

月日

名友 名判

来友 名判

日書あるかの上下けりり又しり家来れしより
云ふこと書也 日人書りまうのり

清法と名とすんは長法と名とす法あり
ちる所は法と名とすも法と名とす
すもその新とすし省略はあはれ

月日

名友 名判

来友 名判

九け起也伊勢へ来たと云ふ八幡春日と云ふと
社と云ふ熊野へ来ると云ふと云ふ美濃へ来ると云ふ
と云ふ少少と云ふと云ふと云ふ来書札へ可書けりや
又移る書は書りしと云ふ也

来札へ細紙へんは作存一名又朝十
市村三右と云ふ下は法と云ふと云ふ歌
以併と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ

へるさるあつて

月日

来版 系主部

先日と夜更の付更中実道給ふと表
入おれと賜ふ物一箱引三人具飽
とをさるる心なうとあつて

月日

来版 系主部

来版 系主部

化日敷也但南河へん湯中二書し書ありん所可なり又檢
可八日付判りるる奥よりと書月八日也能くうん
惣別檢ありん可なりと判りるる方也此を可なりより
度より日付判りるる勿論に能く可なり又別と
書附一位二位三位何れも有る物に立寄りて書
代れ物に之を位有る立寄り物と書也と云ふ
物に云ふ何れも起りて位相ありん可なり
書勿論に此を度より可なりと云ふ

一起請文可書なり

敬白 起請文二度

右之敷也表書に依つて毛入に在り

一 於向後者何極極其書讀可也
 一 亦合衆之類以別其同類也
 右條之けるに相肖者 日午四時
 六十條別大小祓祓惣伴是箱根三島大
 明祓別代神可象所寄是之起書文并

天正二年八月日

三 覺大和守

上書判

二 相模守

自元判

一 山形守

久書判

秋庭傳中書

此は越後守より祓祓帳可改一人は不
 可心得其社七枚起書はけり可也之書本之
 人々衆多とありて可也又門外子也
 所書より起書文其の由に傳授り故に條條其
 他言ひより可也又師匠より傳授に
 力あり相傳り又言ひ可也又人判に對し
 其書讀めんと書き上り是書也

一 諸人より或は馬方或は折柄可

もて目録書り之

復文

膏

鐵の

新

山名

白鳥

序

朝

躬

稿

3

百集文

望

一勝

福之

如重

十合

二

八

一折

一
朽

一

一七

毛竹
五之

金史

[illegible]

一 布より通中少く老は穢又糸拾ふ
らふく或は底下足下中書は法
外れ故より又は若く上中下に押は
て書やわうは初押のりも其意は同
なり他は可なり

一 目付より色の多く奥は少く並と
書りねらふけし事也

一 書は乃暢と残るそのりくこと能
く於三寸六七なり也

一 精進れものと奥多に其へて其
り及見をわう少並は紙何少くも書
は精をの揃前少く可なり

一 桶に入るをわやかたつ桶十桶中
可書なる何なる少くも並は可書并白
つるつるなる桶十中可なり何なる
可なり奥もねり可書は細なり可

之類ありて書きぬ
 之類ありて書きぬ
 又言ふに廿三ノ奇書なり紙よりあつて
 おもひに百は總といへん十八人又三人を書き
 おもひに百は總といへん十八人又三人を書き

一師同朋旅の度々いふ人より打付書
 事も細らけう月又人よりいふ者来と
 ら海客もいふに未男之のち撤月也
 但方百より也

一貴人へ指書れはるる家の肩より又字と
けり月名上は准也る家元との多約の
目録より各条の肩より又字とら書りて
しむる信より進上といふ所書きてかゝるは烟
草毎々の紙よりして武蔵方へ必書するに
こ書りて吉良殿よりかゝりてをいふと不
成書なり又る条ともなる書物只目録
ころしくいへ音よりけはれぬ所

ふあふ力、書くは能く日教と云く書は
ハ書より一書也

一 書はと名の國と云くその一書
にふら何は日かと云く其書四書
位は後と或はふら自れ力と云くた
ふり成れけりなり日教と云く書
にふら其代國其ふら能く自れ力
は相能く其書より一書と云く書
は其書より一書と云く書は其書

能く其書より一書

一 書はと名の國と云く其書より一書
又字はと名の國と云く其書より一書
書はと名の國と云く其書より一書
其書より一書

一 又字はと名の國と云く其書より一書
其書より一書
其書より一書
其書より一書

何れも書札の多くを書かすは書札の多くを
ておる人きや

一 御内書に御内書と云ふ又の御内書と云
内内書と云ふ又の御内書と云ふ
かり方と云ふ又の御内書と云ふ
又の御内書と云ふ

一 書札の多くを書かすは書札の多くを
書札の多くを書かすは書札の多くを
書札の多くを書かすは書札の多くを
書札の多くを書かすは書札の多くを

一 上意の方と云ふ御内書と云ふ
御内書と云ふ御内書と云ふ
御内書と云ふ御内書と云ふ
御内書と云ふ御内書と云ふ

一 書札の多くを書かすは書札の多くを
書札の多くを書かすは書札の多くを
書札の多くを書かすは書札の多くを
書札の多くを書かすは書札の多くを

一英物より極上進上の度勿論は但そより
格よりと奥より清極十前をぬき可なり

進上

白鳥

鯉

麩

貽

望

一折

五百

右新折紙は徳より
より力法園より買入る
三月は進上と改められ
より一折より改められ
月果より改められ

進上

昆布

鷹

鯛

海老

貝

清極

望

一折

一

十

一折

百

十荷

右新折紙より改められ
より若進上より改められ
より長貝と改められ
より山毛より改められ
十合より一合改められ
改められより書改められ

一 主人は廣くしる所徳をうる松原一叔と能
程より申云々と書きたるに右系を更と云
子細川氏に如補と云ふは固く書きて叔と能
程より却て可書き、氏如補と云ふは右系
の意と申し所也と畏立紙より書きたる可折

申

右系を更

細川氏如補

高國

手紙の人といふは調他伊勢七郎と云
り新なりと云

申

兵庫助

伊勢七郎

貞孝

今度御位御昇進なれども此年より為所
礼部右方一腰御馬一疋進上は可然可
礼部右方より上は可然可

十一月日

名考
名考判

他白傘袋衣毛纏敷度御免之成度下
所内書以む眉目と赤存幼方所礼
所右方一腰所馬一疋青洞万疋致金上
頁所所抵病所忍得も事云

十月日

名考
名考判

元服同能名 并一字係家作所
所破作再と所と系作とと何故
月と初月長と字とと所作見部
とと事云

名考
十一月日

名考
名考判

名考
名考判

礼は懸り紙から七書作寸法する小文の所ある
の子とす切りて相細うか能と上包の方と
かくまはし書作のけりあききう可所判に

多子す切のふけと申す可相定但根原す
のすいと包の方とわうかく切て他と又礼紙
なる小文のすいちづくする也又文のたけと目録は
と可と礼紙と包とこのものて礼紙と也

一 弔帖との封するりまてうはよあす只
何とふ切てと後書て上包とてかた
何月とてま言と寄書とてまて

一 嫁入りとの書はよふぬり長て一書は書
る也新なりとる也ふは言の言也

一 名字斗記なりは徳りとも無の方へむや
まのふといふ夜書なりと勿論ふといふ字
と仁神ありとよかありは書合ふと可也

一 願書調度とて

右願者國家安全武運長久息^災延命為
祈念也然者神者依人之敬増威人者依神
徳添運而奉俤諸般成就也件

年号月日

受領書通式言名判

一 玉子之り

曾 一向といふ

殆 いたはり

粗 粗いといふ

養 養ひといふ

恒 ことごとく

剥 剥くといふ

專 専らといふ

甚 甚だしい

太 太い

豈 いかん

須 なくてはならぬ

膏 膏い

倩 倩い

渾 渾身

不謂 不謂い

都 都て

如 如し

遮 遮る

右 右に

者 者

敢 敢て

右 右に

再 再び

隨 隨ふ

仍 仍て

聖 聖に

恣 恣に

弊 弊に

併 併に

一 光源院殿様へ南無ありて書札調様

為 御代替御礼書札一紙 清馬一止

進上仕此書之趣直に御代替の旨を傳へ

七月六日

長時判

伴場守殿

是より封札様書札御代替の旨を傳へ
月日返すに寸許月日と云書の間寸余

一 通より様高き紙（市也）札

為代給札左方一腰（盛光） 正に五月廿日

貞孝子也

八月十日 市判計

市判大膳更しとあり

市判書第百八号（三）のしるしを封し三紙より
て上包しとあり封し（お守り）とあり

一 市判極小筆原七時より市上にて市判
あり（とあり）（お守り）

市判東中通りとあり 市判代給市判
左方一腰市馬一疋進上は市判代給
市判代給左方一腰より正に五月廿日
市判代給よりあり

七月十日

大膳更し時判

市判代給よりあり 上包の上とあり

市判代給よりあり 市判代給市判左方一腰（盛光） 市
馬一疋市進上より市判代給よりあり 市判

書山毛琢手乃公忍修修之云

八月十日

信濃守貞孝判

讀上小笠原大膳重殿

右分上書

事之中入度持初建修所上為之間と書山毛庭
具一書入事と在書之間所月庭修所書
讀之山毛所方乃一經を讀之山毛修之
得之山毛忍修修之

八月十日

信濃判

清原

了清